

写

事務連絡
令和3年3月14日

都道府県家畜衛生主務課長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課家畜防疫対策室長

栃木県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫
対策の徹底について

平素より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

昨日（13日）、栃木県内の鶏飼養農場において死亡鶏が増加した旨、栃木県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施したところ、H5亜型であることが確認されました。このことから、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づき、当該死亡鶏について、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定しました。

野鳥に関しては、渡り鳥のシベリア等への北帰行が始まっているところですが、2月以降も国内の野鳥の死体、糞便等からウイルスが検出されており、3月に入ってから栃木県栃木市で野鳥（ノスリ）の死体からウイルスが検出されています。

鳥インフルエンザの発生リスクは5月の連休頃まで高いということを念頭に、これまで野鳥でウイルスが確認された地域はもちろん、ウイルスが検出されていない地域においても、引き続き、最大限の警戒と緊張感をもって、家きん飼養農場における飼養衛生管理の徹底に努めること等により、発生予防に万全を期すようお願いいたします。

早期発見・早期通報については、「今季国内で分離された高病原性鳥インフルエンザウイルスの病原性解析結果を踏まえた対応について」（令和2年12月14日付け2消安第4064号農林水産省消費・安全局長通知）等の累次の通知により綿密な臨床観察等の実施についてお願いしているところですが、改めて、早期発見・早期通報の徹底及び早期のウイルス拡散防止等について指導をお願いいたします。